

地域再生計画 新旧対照表案

(下線部 改正)

新	旧
<p>1～3 (略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>しかし、その一方で人口の増加は市街地周辺部で急速な混住化と農地の宅地化を進行させ、下水道施設の整備が遅れ気味となり農業用水や中小河川が生活雑排水の排水路としての機能も担うようになってきた。生活様式も多様化し、家庭からの生活雑排水の増加や質的な悪化に対し自然の持つ浄化機能だけでは対応できなくなっており、自然環境や農作物への影響が懸念されるようになってきた。このため、北上市では公共用水域の水質保全を図るため、昭和 62 年度に公共下水道の供用を、平成 2 年度に農業集落排水事業の供用を開始している。また、平成元年度より浄化槽設置補助事業を展開している。下水道等の整備により、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は <u>74.6%</u>に達し、全体的には水質改善の傾向が見られ、主要河川の水質はすべての測定地点で環境基準を達成しているものの、身近な中小河川や水路においては基準を超過している。</p> <p>(略)</p> <p>目標 1 汚水処理施設の整備の促進 汚水処理人口普及率を <u>74.6%</u>から <u>87.9%</u>に向上させる</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>しかし、その一方で人口の増加は市街地周辺部で急速な混住化と農地の宅地化を進行させ、下水道施設の整備が遅れ気味となり農業用水や中小河川が生活雑排水の排水路としての機能も担うようになってきた。生活様式も多様化し、家庭からの生活雑排水の増加や質的な悪化に対し自然の持つ浄化機能だけでは対応できなくなっており、自然環境や農作物への影響が懸念されるようになってきた。このため、北上市では公共用水域の水質保全を図るため、昭和 62 年度に公共下水道の供用を、平成 2 年度に農業集落排水事業の供用を開始している。また、平成元年度より浄化槽設置補助事業を展開している。下水道等の整備により、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は <u>76.3%</u>に達し、全体的には水質改善の傾向が見られ、主要河川の水質はすべての測定地点で環境基準を達成しているものの、身近な中小河川や水路においては基準を超過している。</p> <p>(略)</p> <p>目標 1 汚水処理施設の整備の促進 汚水処理人口普及率を <u>76.3%</u>から <u>89.6%</u>に向上させる</p>

新	旧												
<p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>公共下水道事業は、北上川上流流域下水道・花北処理区の流域関連公共下水道として、全体計画区域 4,150ha の内、事業計画区域として 2,803ha について平成 18 年度に事業認可(平成 18 年 12 月 11 日 目標年次平成 22 年度)を受けた区域の整備を進める。</p> <p>農業集落排水事業は昭和 63 年度から着手して、全体計画 21 地区の内 9 地区が完成しており今後 3 地区で事業を進める。また集合処理区以外の地域では浄化槽の設置事業を展開し、住み良さの指標とも言える汚水処理人口普及率を現在の <u>74.6%</u> から <u>87.9%</u> まで向上させることを目標に、汚水処理施設整備交付金を活用し各事業の連携を図りながら地域の状況に応じて効率的に整備する。</p> <p>なお、農村地域においては生活環境整備を進めることにより、担い手育成を側面から支援する。都市部においてははにぎわいとやすらぎが調和した水辺の拠点整備を進める。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 (略)</p> <p>[整備量]</p> <table data-bbox="286 1299 945 1380"> <tr> <td>公共下水道</td> <td>φ 150～φ 500</td> <td><u>23,300m</u></td> </tr> <tr> <td>農業集落排水</td> <td>φ 150～φ 200</td> <td><u>36,500m</u></td> </tr> </table>	公共下水道	φ 150～φ 500	<u>23,300m</u>	農業集落排水	φ 150～φ 200	<u>36,500m</u>	<p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>公共下水道事業は、北上川上流流域下水道・花北処理区の流域関連公共下水道として、全体計画区域 4,150ha の内、事業計画区域として 2,803ha について平成 18 年度に事業認可(平成 18 年 12 月 11 日 目標年次平成 22 年度)を受けた区域の整備を進める。</p> <p>農業集落排水事業は昭和 63 年度から着手して、全体計画 21 地区の内 9 地区が完成しており今後 3 地区で事業を進める。また集合処理区以外の地域では浄化槽の設置事業を展開し、住み良さの指標とも言える汚水処理人口普及率を現在の <u>76.3%</u> から <u>89.6%</u> まで向上させることを目標に、汚水処理施設整備交付金を活用し各事業の連携を図りながら地域の状況に応じて効率的に整備する。</p> <p>なお、農村地域においては生活環境整備を進めることにより、担い手育成を側面から支援する。都市部においてははにぎわいとやすらぎが調和した水辺の拠点整備を進める。</p> <p>5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 (略)</p> <p>[整備量]</p> <table data-bbox="1245 1299 1904 1380"> <tr> <td>公共下水道</td> <td>φ 150～φ 500</td> <td><u>18,400m</u></td> </tr> <tr> <td>農業集落排水</td> <td>φ 150～φ 200</td> <td><u>52,000m</u></td> </tr> </table>	公共下水道	φ 150～φ 500	<u>18,400m</u>	農業集落排水	φ 150～φ 200	<u>52,000m</u>
公共下水道	φ 150～φ 500	<u>23,300m</u>											
農業集落排水	φ 150～φ 200	<u>36,500m</u>											
公共下水道	φ 150～φ 500	<u>18,400m</u>											
農業集落排水	φ 150～φ 200	<u>52,000m</u>											

新			旧		
処理場	1箇所		処理場	1箇所	
浄化槽（個人設置型）		<u>222</u> 基	浄化槽（個人設置型）		<u>315</u> 基
なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり			なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり		
・ 公共下水道	6地区で	<u>7,977</u> 人	・ 公共下水道	6地区で	<u>7,927</u> 人
・ 農業集落排水	滑田・藤根地区	<u>1,630</u> 人	・ 農業集落排水	滑田・藤根地区	<u>1,370</u> 人
・	黒岩地区	<u>1,140</u> 人	・	黒岩地区	<u>1,170</u> 人
	下門岡地区	<u>716</u> 人		下門岡地区	<u>800</u> 人
・ 浄化槽	市内全域で	<u>888</u> 人	・ 浄化槽	市内全域で	<u>1,049</u> 人
〔事業費〕			〔事業費〕		
公共下水道	事業費	<u>2,459,102</u> 千円	公共下水道	事業費	<u>2,350,000</u> 千円
	(うち交付金)	<u>1,229,551</u> 千円)		(うち交付金)	<u>1,175,000</u> 千円)
農業集落排水	事業費	<u>3,001,720</u> 千円	農業集落排水	事業費	<u>3,671,048</u> 千円
	(うち交付金)	<u>1,500,860</u> 千円)		(うち交付金)	<u>1,835,524</u> 千円)
浄化槽（個人設置型）	事業費	<u>94,132</u> 千円	浄化槽（個人設置型）	事業費	<u>136,884</u> 千円
	(うち交付金)	<u>31,259</u> 千円)		(うち交付金)	<u>45,628</u> 千円)
合 計	事業費	<u>5,554,954</u> 千円	合 計	事業費	<u>6,157,932</u> 千円
	(うち交付金)	<u>2,761,670</u> 千円)		(うち交付金)	<u>3,056,152</u> 千円)
5 - 3 (略)			5 - 3 (略)		
6 ~ 8 (略)			6 ~ 8 (略)		

